

# 公 募 公 告

国土交通省関東地方整備局 京浜港湾事務所において、有償による使用許可を受け、自動販売機（清涼飲料水）の設置及び運営希望者を公募するため、以下のとおり公告する。

平成 29 年 1 月 10 日

関東地方整備局  
京浜港湾事務所長 今井 泰男

## 1. 公募の目的

本公募は、京浜港湾事務所における『自動販売機の設置』に対して、適切に履行可能な設置希望者の有無を確認するために行うものである。

## 2. 対象物の概要

### (1) 設置物

- ・自動販売機 1 台
- ・空き容器回収箱

### (2) 設置目的

本機は、京浜港湾事務所の職員及び来庁者の利便に資するものとし、併せて、災害対策を目的として設置するものである。

### (3) 設置場所

横浜市西区みなとみらい 6-3-7

国土交通省 関東地方整備局 京浜港湾事務所 1 階

## 3. 設置期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

但し、必要に応じ、5 年を超えない期間で更新することが出来る。

## 4. 募集資格

- (1) 予算決算会計令第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 28・29・30 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てのなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再審査を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 関東地方整備局管内に本店、支店、営業所を有していること。
- (5) 災害時に無償で飲料水を取得できるシステムを導入できること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

#### 5. 応募のための手続き等

応募方法、設置条件等に関しては、下記のとおり説明書の配付を行うので、設置希望者は事前に問い合わせ先に確認すること。

・問い合わせ先：

〒220-0012 横浜市西区みなとみらい6-3-7

国土交通省 関東地方整備局 京浜港湾事務所 総務課 望月 又は 鳥山

電 話：045-226-3740

F A X：045-226-3724

・配付期間：

平成29年1月11日から平成29年1月23日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、  
9時30分から17時00分まで。

以 上